

# 信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

## 1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

なお、12月の新規事業者説明会は本会業務の都合上、開催いたしませんので、1月の説明会に参加いただきます様をお願いします。

開催日	場所	時間（予定）
平成28年1月28日（木）	長野県自治会館 1階小会議室	午後1時00分～4時00分

## 2 国保中央会介護伝送ソフトにおけるWindows10対応について

上記につきましては、国保中央会介護伝送ソフトヘルプデスクでの対応及び国保中央会ホームページでの掲載により周知が行われておりますが、国保中央会介護伝送ソフト Ver.7 については、Windows10 環境端末での動作保障対象外となります。

お問い合わせは[国保中央会介護伝送ソフトヘルプデスク]（TEL:03-5391-5622/FAX:03-5391-5631）をお願いいたします。

## 3 年末年始の業務対応及び1月の受付日等について

年末年始（平成27年12月29日～平成28年1月3日）における本会受付業務等について、下記のとおりを予定しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

- 請求受付期間：平成28年1月1日（金）～平成28年1月10日（日）  
平成27年12月29日～31日、平成28年1月1日～3日については、自治会館は閉館となりますが、ISDN回線請求用伝送受付サーバは稼働しております。（午前8時30分～午後8時）また、インターネット請求については、上記受付期間中も24時間受付可能です。
- 平成28年1月請求分に関しましては、平成27年12月中の受付は行っておりません。
- 平成28年1月9日（土）、10日（日）の受付は、自治会館5階にて午前9時～午後4時までとなります。
- 平成27年12月審査分の返戻等通知について  
伝送請求事業所・・・平成27年12月28日（月）送信予定  
磁気媒体・帳票請求事業所・・・平成28年1月4日（月）発送予定

- 平成27年12月処理分（平成27年7月サービス分）縦覧点検について  
 介護給付費の給付内容の確認について（依頼）・・・平成28年1月6日（水）発送予定  
 縦覧審査確認表の回答期限・・・平成28年1月14日（木）

**4 平成28年介護保険請求書受付日及び介護給付費等支払日について**

平成28年3月までの介護保険請求書受付日及び介護給付費等支払日については下表をご確認ください。なお、4月以降の請求受付日及び支払日は後日お知らせいたします。

平成28年介護保険請求書受付日及び介護給付費等支払日

	請求書受付日										支払日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
1月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29日 (金)
2月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	26日 (金)
3月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	30日 (水)

《《請求の留意点》》

【伝送請求事業所】

- ・伝送請求事業所（ISDN回線）は上表とは関係なく、土日祝日も受付が可能です。（8:30～20:00まで）
- ・インターネット請求事業所は、請求受付期間中は24時間受付が可能です。（サーバメンテナンス時等は除く）
- ・誤った請求を送信してしまった場合は、毎月10日までは事業所側で修正・再送信が可能です。事業所側で請求取消しを行い、ファイル単位で再請求してください。

【媒体請求・紙請求媒体】

- ・○ → 8:30～17:00まで請求受付を行います。（土曜・日曜・祝日は、9:00～16:00まで）

【共通事項】

- ・請求締め切りは**土日・祝日関係なく毎月10日締切厳守**をお願いいたします。帳票請求の場合、データ化処理の関係上、10日以降の受付は行いませんので、翌月以降に再請求していただくようお願いいたします。

**5 帳票（紙）で請求されている事業所の皆様へ**

各事業所から毎月10日までに本会へ「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に則って介護給付費等の請求をいただいておりますが、例外的に認められている帳票（紙）での請求において、独自の様式等を使用して請求している事業所が散見されます。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 附則第2条3項」により帳票全ての様式が示されておりますので、独自や類似様式での請求は認められません。

下記ホームページから様式をダウンロードし、ご対応ください。

<長野県国保連合会>

<http://www.kokuho-nagano.or.jp/>

<WAMNET（ワムネット）>

<http://www.wam.go.jp/>

平成27年11月請求分の支払日は12月28日（月）、1月請求分の締め切りは1月10日（日）です。